

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

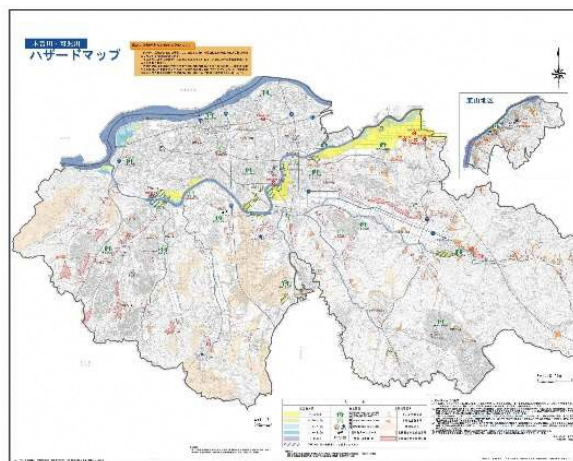
当市は、可児盆地を市域としており、平成17年に兼山町と合併したことによって、兼山地区(旧兼山町)は御嵩町を挟んだ飛び地となっている。北部には木曾川が流れ、概ね平坦な地形が続いており、北西部にそびえる鳩吹山のふもとで可児川が木曾川と合流している。東部は浅間山をはじめ広く丘陵地となっており、多くのゴルフ場を有しているほか、一団で開発された住宅団地が点在し、南部には住宅団地や工業団地が広がっている。西部の丘陵地では西可児駅を中心として住宅団地の開発が進み、最も人口が多い地区となっている。

当市においては、急峻な地形は少ないものの、近年頻発している局地的な豪雨等による河川の氾濫や土砂災害等を想定し、対策を講じる必要がある。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、市内を横断する可児川流域での被害を想定しており、国道41号線沿いの土田地区においては、大手製紙工場、油圧機器製造工場がある工業専用地域があるが、最大5mを超える浸水被害が予想されている。また、市役所が立地する中心市街地に隣接する東部の東海環状自動車道可児御嵩ICに向かう広見東地区で、名鉄広見線沿線を中心に広範囲で0.5mから2.0mの浸水が予想されているほか、中心市街地の西に位置する商業地域である下恵土地区においても0.5m未満の浸水が予想されている。



【可児市洪水ハザードマップ】

なお、各所にアンダーパス、地下道があり危険が予測されている。広見東地区、広見地区、下恵土地区、土田地区の想定区域内において平成22年7月豪雨での浸水被害が報告され、特に土田地区において大きな被害が発生した。

■想定される大雨の規模と雨量

(出典：可児市洪水ハザードマップ)

河川名	想定雨量	想定した大雨の規模
木曾川 (国管理区間)	48時間 527mm	過去にこの地域で実際に降った降雨から想定される最大規模の降雨
木曾川 (県管理区間)	48時間 619mm	
可児川	6時間 437mm	
矢戸川	1時間 199mm	
横市川	1時間 175mm	
久々利川	1時間 120mm	
大森川	1時間 152mm	
中郷川	1時間 183mm	
瀬田川	1時間 207mm	
姫川	1時間 173mm	

■ 浸水した時に想定される水深

(出典：可児市洪水ハザードマップ)

河川名	該当する地区	浸水時の想定最大水深
木曽川 (国管理区間)	可児市西部 (土田地区)	0.5m以上5.0m未満
木曽川 (県管理区間)	可児市北部 (川合地区)	0.5m未満
可児川	可児市西部 (土田地区)	0.5m以上5.0m未満
	可児市東部 (広見東地区)	0.5m以上2.0m未満
	可児市西部 (下恵土地区)	0.5m未満
矢戸川	可児市西部 (春里地区)	0.5m未満
横市川	可児市南部 (春里地区)	0.5m以上2.0m未満
久々利川	可児市南部 (広見地区)	0.5m以上2.0m未満
大森川	可児市南部 (広見地区)	0.5m以上2.0m未満
中郷川	可児市東部 (平牧地区)	0.5m未満
瀬田川	可児市東部 (広見東地区)	0.5m未満
姫川	可児市南部 (姫地区)	0.5m未満

(土砂災害：ハザードマップ)

当市における土砂災害発生の危険性のある地域については、東濃地方を中心に中新世前期から中期に堆積した瑞浪層群と呼ばれる地層からなる丘陵地があげられる。

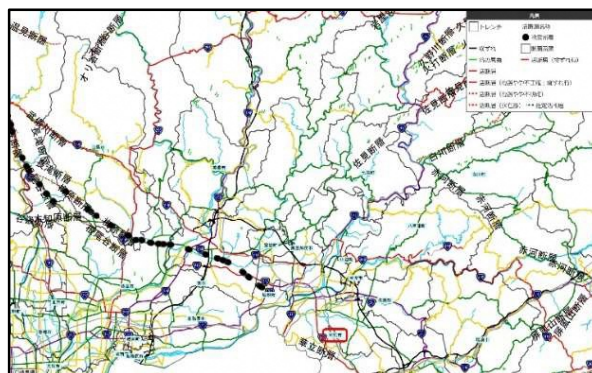
当市のハザードマップによると、自動車部品製造業、産業用機械製造業などが集積する県内有数規模の可児工業団地のある谷迫間地区及び隣接する下切地区や、主要道である国道41号線が通る東帷子地区、菅刈地区、国道21号線が通る瀬田地区、県道84号線が通る久々利地区は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域に指定されている。また、市東部から南部にかけての丘陵地である平牧地区、久々利地区では急傾斜地が土砂災害警戒区域に指定されている。土砂災害の種類としては急傾斜地におけるがけ崩れ、土石流が想定される。



【可児市土砂災害ハザードマップ】

(地震：J-SHIS)

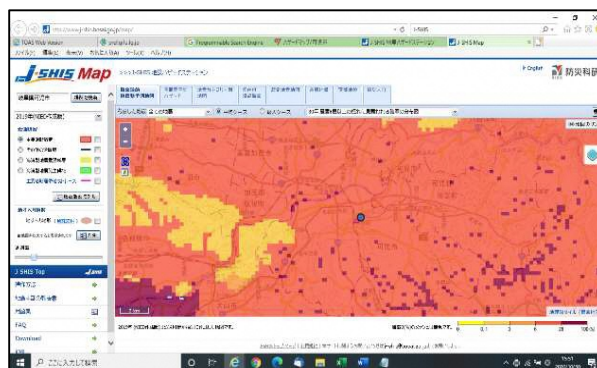
文部科学省冊子「活断層」によると、日本列島の中で活断層が集中している中部地方の中でも、岐阜県は比較的多く活断層が分布する地域の一つであり、県内の直下型地震の頻度は高く、1891年の濃尾地震はこの典型である。活断層は過去にその地域で大規模な地震が発生した痕跡であり、今後もそれが同じように繰り返されると考えられる。



【岐阜県活断層図 1:200,000 (岐阜県)】

地震ハザードステーションにおける今後30年間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図によると、当市はほぼ全域が高確率の地域に属している。

気象庁地震火山部の最新の南海トラフ地震関連解説情報においても「南海トラフ沿いの大規模地震（M8からM9クラス）は、「平常時」においても今後30年以内に発生する確率が70から80%であり、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から既に70年以上が経過していることから切迫性の高い状態」と発表している。



【J-SHIS MAP（可児市）】

■地震による被害想定

当市に大きな影響を及ぼすとされる陸地の地下で活断層がずれて起こる主な内陸型地震は、岐阜県が公表している「東海・東南海・南海地震等被害想定調査」によると、下表のとおり被害が想定されている。

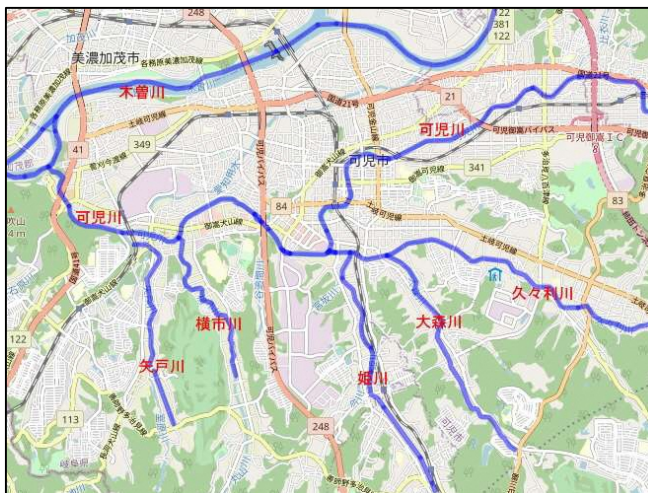
	養老-桑名-四日市 断層地帯地震	跡津川断層地震
断層の位置	養老町から三重県四日市市に及ぶ断層（約57km）	富山市から白川村に及ぶ断層（約69km）
想定規模	マグニチュード7.7	マグニチュード7.9
可児市内の震度	6弱	5強
全壊建物	69棟	4棟
半壊建物	550棟	102棟
火災（消失棟数）	21棟 ※冬の午後6時に発生	-
死者	2人 ※冬の午前5時に発生	-
負傷者	98人 ※冬の午前5時に発生	19人 ※冬の午前5時に発生
避難者	811人	130人

南海トラフ巨大地震はマグニチュード8以上になると考えられており、強い揺れや津波が来襲し、大きな被害が広範囲に渡って及ぶことが懸念されており、岐阜県が公表している「東海・東南海・南海地震等被害想定調査」によると、当市では下表のとおり被害が想定されている。

	南海トラフ巨大地震
震源	紀伊半島沖
想定規模	マグニチュード9.0
可児市内の震度	6弱
全壊建物	508棟
半壊建物	1,843棟
火災（消失棟数）	2棟 ※冬の午後6時に発生
死者	9人 ※冬の午前5時に発生
負傷者	271人 ※冬の午前5時に発生
避難者	3,324人

(その他)

当市は、三方を丘陵に囲まれ、一方は木曾川が流れる盆地状で、中央に可児川が流れている。そのため、過去には伊勢湾台風のような多くの家屋が全壊する被害を出した強風及び大雨災害や、近年では平成22年に可児川の氾濫により死者1名、行方不明者2名の人的被害のほか、市内各地で道路の冠水、家屋の浸水、土砂崩れ等が発生し、更に運送会社の大型トラックが多数流出するような豪雨災害も起こっており、今後も風水害や、地震など大きな被害に見舞われる可能性がある。



【可児市の河川】

風水害発生状況

年月日	種別	被害状況
昭和34. 9. 26	台風 (伊勢湾台風)	死者3人 負傷者59人 家屋全壊322戸 半壊514戸 浸水47戸
36. 6. 24 ~29	大雨	降雨量24日~26日まで234mm 27日139.5mm 農地の冠水 798ha 路面流出・路側の決壊98箇所 橋りょう流出3箇所
36. 9. 15 ~16	台風 (第2室戸台風)	家屋全壊9戸 半壊41戸
50. 6. 10	大雨	死者2人 床下浸水145戸 農地の冠水・埋没0.7ha
平成 4. 8. 11	大雨	床上浸水1戸 床下浸水42戸 一部破損2戸 護岸決壊23箇所 道路崩壊1箇所 農地冠水6箇所
10. 9. 22	台風 (7号)	家屋半壊4戸 一部破損79戸 非住家の被害32戸 交通不能箇所94箇所 山腹崩壊0.04ha 農作物被害(水稻80ha 野菜31.8ha 果樹0.8ha)
11. 9. 15 ~16	台風 (16号)	死者1人 床下浸水(住宅)23戸 (住宅以外)29戸 農地の冠水0.45ha 農地の土砂流出0.05ha 路側決壊11箇所 道路崩壊6箇所 護岸崩壊5箇所
22. 7. 15 ~16	大雨	降雨量7時間で270mm 時間雨量91.5mm 死者1人 行方不明2人 負傷者1人 床上浸水(住宅)34棟 (住宅以外)157棟 床下浸水(住宅)151棟 (住宅以外)12棟
23. 9. 20 ~21	台風 (15号)	負傷者1人 床上浸水(住宅)7棟 (住宅以外)34棟 床下浸水(住宅)53棟 (住宅以外)25棟
29. 8. 18 ~19	大雨	記録的短時間大雨情報1回 床下浸水(住宅)7棟 (住宅以外)6棟 交通不能箇所4箇所

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が発生した場合、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 事業所数 3,192 事業所
(内小規模事業者数 2,319 事業所)

【内訳】

業種	事業所数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
製造業	311	199	市南部、東部の丘陵地、市西部に集中している
建設業	373	355	市内全域に広く分散している
サービス業	531	506	市内全域に広く分散している
卸・小売業	802	481	市中心部のほか、市内全域に広く分散している
飲食・宿泊業	486	302	市中心部のほか、市内全域に広く分散している
その他	689	476	市内に広く分散している

(出典：平成 28 年経済センサス活動調査)

当市は昭和 30 年に 7 町村が合併して可児町となり、北部の平野部に中心市街地が形成され、県道沿いに商店街もありましたが、昭和 40 年代に東部、西部の丘陵地で大規模な住宅団地の開発が進み周辺部の人口が増加したことや、バイパス道路の建設などで人・車の流れが変わったことなどにより、中心市街地の商店街は衰退し、以後も広い土地のある郊外への大規模小売店舗の進出が続いていることから、商業は市内広範囲に分布している。

工業は南部丘陵地にある県内有数の規模である岐阜県可児工業団地、市東部に整備された可児市二野工業団地、柿田物流・工業団地に集中している他、油圧機器製造業、製紙業の大手企業の工場が土田地区にあり、自動車産業の盛んな愛知県に隣接していることから自動車部品、航空機部品、工作機械、電機・通信機器などに関連する製造業が多く、経済活動別構成比では、製造業が 41.1%を占めている。



【可児市の工業団地】

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定（平成26年9月改定、次回令和3年度改定予定）
- ・各種防災訓練の実施

種類	内容	実施状況
風水害時の 初動体制確認訓練	本部訓練、避難所通信訓練、樋管ポンプ点検訓練、上下水道施設点検訓練の他、多言語支援センター設置訓練を実施	年1回実施 (直近では令和2年6月7日に実施)
防災訓練	平日の朝に南海トラフ地震（市内の最大震度6弱）が発生した想定で、地震発生直後の命を守る訓練、災害時にどのような業務を遅滞なく遂行するための必要な初動訓練を実施	年1回実施 (直近では令和2年9月6日に実施)
新型コロナウイルス感染症対策訓練	①避難所開設訓練を実施 ②避難所開設の机上訓練を実施	①令和2年7月8日に実施 ②令和2年7月13日に実施

- ・防災備品の備蓄（食料：主食類、副食類、飲料水など）
（資材等：発電機、投光器、水中ポンプ、移動炊飯器など）
（その他：簡易トイレ、担架、リアカー、毛布、間仕切りなど）

※主な備蓄品の詳細は、可見市ホームページ内「くらしの情報>防災・消防>防災>地域防災計画について>資料編」に掲載。

2) 当所の取組

(事業者向けの取組)

- ・災害に強い会社を作るセミナー in 可見
主催：岐阜県・十六総合研究所 共催：可見商工会議所・十六銀行
(平成28年11月15日、22日 参加者25名)
 - ・令和2年度 事業継続セミナー（BCP）事業（県補助事業）
 - ①「事業継続セミナー（BCP）」啓蒙セミナー
(令和2年11月26日 参加者6名)
 - ②「事業継続セミナー（BCP）」策定セミナー
(令和2年12月 4日 参加者2名)
 - ③啓蒙活動 地域FM、市広報誌等で周知
 - ・日本商工会議所の会員向け保険制度「ビジネス総合保険制度」への加入促進
- ※ビジネス総合保険制度は、事業活動における賠償リスク、PL リスク、事業休業リスク、財物損壊リスクを総合的に補償
- *周知方法：所報、総会、常議員会、各種会議等で実施
 - *加入実績：70社（令和2年8月末日時点）

(職員の支援スキル向上の取組)

- ・県下商工会議所の経営支援員を対象とした事業者BCPに関する研修会に参加
(令和元年10月～12月：計4名)

- ・ 県下商工会議所の法定経営支援員候補者を対象としたBCP研修会に参加
(令和元年12月18日：1名)
- ・ 日本商工会議所が開催するBCP研修会に参加
(令和元年7月：1名)

(当所における防災・減災の取組)

- ・ 災害非常用備蓄食糧の購入 (令和2年11月：保存用パン200個)
- ・ 災害非常用備蓄水の設置 (令和2年11月：ペットボトル48本 (500ml))
- ・ 災害非常用カイロの購入 (令和2年11月：200個)
- ・ 防災用・災害非常用ヘルメットの設置 (令和2年11月：6個)
- ・ 救急箱の整備、管理表を作成 (令和2年11月)
- ・ SNS等を利用した安否確認方法の構築、緊急連絡網の整備 (令和3年2月予定)
- ・ 感染症対策備品の設置状況 (令和2年11月時点)
 - ①マスク 750枚
 - ②体温計 6個
 - ③消毒液 20リットル
 - ④消毒用ボトル・スプレー 18本 (事務所・相談会場入口、会議室・相談室等)

(市等と連携した取組)

- ・ 可児市が実施する防災訓練 (庁舎・総合会館) への参加及び協力
(直近では令和2年9月に1名参加)
- ・ 可児市が実施する消防訓練 (総合会館) への参加及び協力
(直近では令和2年12月17日に2名参加)

II 課題

現状では、以下の点について、課題が浮き彫りとなっている。

1) 事業者の防災・減災対策について

小規模企業白書によると、自身の加入している損害保険・共済について補償内容の把握を行っている中小企業・小規模事業者が約2割～3割にとどまるなど、従業員規模が小さい事業者ほどBCPの策定率が低く、認知率も低い。従業員20人以下の事業所においてはBCPの策定状況は2.2%となっている。また、中小企業庁のホームページにおいて公表されている事業継続力強化計画の認定数は令和元年7月の認定開始以来1年で1万件を超え、令和2年10月末時点で13,826件(岐阜県全体で291件)であるが、可児市内の企業の認定は1社にとどまっている。過去に大規模な災害が発生したにもかかわらず、今年度開催したセミナーへの参加者もまだまだ少ないことから、当地区内では防災・減災に対する問題意識が十分でなく関心が低いことと、ノウハウがなく具体的に何から取りかかればよいか分からない事業者が多い状況であるといえる。

2) 商工会議所の支援体制について

当所として、事業継続力強化支援を進めるにあたり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や事業者BCP等の策定など、防災・減災対策に関する知識やノウハウ等が不足しており、効果的な事業者支援を行うための人員が十分でない。

3) 災害発生時の対応について

緊急時の取組について、当市と当所の連絡方法や情報共有の仕組みなど、具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、災害発生時における円滑な対応に課題がある。また、当所としてもBCPを作成しておらず、緊急時の取組については漠然としたマニュアルの作成にとどまっており、事業継続力強化の支援を行う立場としては、早急に作成する必要がある。

III 目標

当該計画の実施により、いかなる自然災害が発生しても小規模事業者が経済活動を機能不全に陥らせないことを目標として、事業者BCPの策定支援を強化するほか、発災時の商工被害を的確に把握し報告する体制づくり、速やかな応急対応及び復興支援策を行うための体制を平時から構築することを目指す。

1) 事業者の防災・減災対策について

過去に大規模な災害が発生したにもかかわらず、今年度開催したセミナーへの参加者もまだまだ少ない状況であることから、地区内小規模事業者に対して巡回指導や普及啓発セミナーの開催等により、自然災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、事前対策の必要性を認識した事業者が具体的な取組に進めることができるよう、事業者BCP策定セミナー開催等を通じて、事業者BCP等作成にかかる支援を実施する。あわせて、事業者BCP等作成後には、取組状況の確認等のフォローアップを行う。

(目標件数)

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ・ 防災・減災対策啓発セミナーの開催 | 年：1回 |
| ・ 事業継続力強化支援 巡回指導件数 | 年：40件 (セミナー講師等の個別相談含む) |
| ・ 事業者BCP等策定セミナーの開催 | 年：1回 |
| ・ 事業者BCP等作成支援事業者数 | 年：10事業者 |
| ・ 事業者BCP等作成事業者数 | 年：5事業者 |

2) 商工会議所の支援体制について

事業継続力強化支援を実施するにあたって必要となる防災・減災対策に関する知識やノウハウを得るために、他団体が主催するものも含めたBCPに関するセミナー等へ積極的に参加することでスキルアップを図る。あわせて、所内で定期開催している伴走支援職員会議等において支援ノウハウ等を共有し、商工会議所全体の資質向上を図ることにより支援体制を充実させる。

3) 災害発生時の対応について

- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルート及びマニュアルを構築する。
- ・ 当所自身のBCPを作成し、発災時に関係機関との連携をスムーズに実施できる体制並びに速やかな対応及び復興支援策を行うための体制を平時から構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また感染症の国内感染者発生期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・平成26年9月に改定された「可児市地域防災計画」（次回令和3年度改定予定）や「可児市避難所運営マニュアル指針「新型コロナウイルス感染症対策編」（令和2年5月29日）について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・自然災害に対する周知
 - ア) 浸水想定エリアなど自然災害のリスクが高いと想定される地域の事業者を絞り込み、優先的に巡回し、災害リスクの啓発を行う。
 - イ) 巡回経営指導及び窓口相談対応時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業・賠償・財物損壊等に備えた補償のための保険加入等）について、商工会議所会員向け保険制度のパンフレット等を用いて説明する。また、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
 - ウ) リスク管理状況を簡易的に診断できるチェックシートを作成し、チェックシートを利用した診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を提案する。
 - エ) 会報やホームページにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・感染症拡大に対する周知
 - ア) 域内全域においてリスクが高まることから、地域や業種を絞らず、幅広く繰り返し、災害リスクの啓発を行う。
 - イ) 巡回経営指導及び窓口相談対応時に、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部のコロナ社会を生き抜く行動指針や啓蒙チラシなどを用いながら、職場における感染予防、健康管理を強化するための取組について説明する。また、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
 - ウ) 感染症拡大を防止するための基本的な対策の実施状況を確認できる厚生労働省の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などを用いながら、職場における感染予防、健康管理を強化するための取組や対策を提案する。
 - エ) 会報やホームページにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、補助金・給付金の内容の紹介を行う。

・共通する事項

- ア) 事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者BCP未作成の事業者を対象に普及啓発セミナーを開催し、事業者の防災・減災意識の向上を図る。

■防災・減災対策啓発セミナーの内容（2時間開催、30名参加を想定）

- ・事業活動に影響を与える自然災害とその影響
- ・事業者BCPの必要性
- ・事業継続力強化計画認定制度について
- ・取組事例の紹介等

イ) 保険会社等の専門家を招き、事業者BCPを策定するためのワークショップ及び個別相談会を普及啓発セミナー参加者及び事業者BCP作成に対し意欲のある事業者を対象に開催し、自然災害への事前対策を促進する。

■事業継続力強化計画策定セミナーの内容（4時間開催、20名参加を想定）

- ・事業継続力強化計画について
- ・事業継続力強化計画の策定（ワークショップ）
- ・事業継続力強化に向けた今後の取組
- ・個別相談会（策定した計画のブラッシュアップ）

※1事業所あたり1時間、3事業所を想定

ウ) 必要に応じて「東京海上日動火災保険株式会社」（全国商工会議所のビジネス総合保険制度の引受保険会社）の職員同行を依頼し、管内の小規模事業者に災害時に利用できる保険商品等を説明する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和3年12月31日までに事業継続計画を作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・岐阜県と「地方創生に向けた産業振興及び観光振興に関する連携協定」を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・市内金融機関、各種団体等に普及啓発ポスター掲示依頼をするとともに、セミナー等を共催する。

4) フォローアップ

- ・セミナー参加事業者や巡回指導等により策定支援を行った事業者の進捗状況及び取組状況の確認を実施する。計画未完成事業者には作成支援、計画作成事業者には計画実行支援及び計画更新支援を実施する。また、事業者BCPの啓発を行ったが、計画等未作成の事業者に対して再度周知する。
- ・(仮称) 可児市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。
- ・当所自身の事業継続計画について改訂すべき事項が生じた場合、毎週開催する当所管理職会議で協議した後、所内職員会議で再協議を行い、その都度計画を見直す。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で市内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

●自然災害時

発災直後に職員の安否確認を行う。その際に、

- ①本人・家族の被災状況
- ②近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況
- ③出勤できる状況かどうかについて、できる限り情報収集を図る。

■安否確認の方法

団体名	対象者：目標時間、手段
可児市産業振興課	職員：発災後1時間以内、緊急連絡網
可児商工会議所	職員：発災後1時間以内、携帯、SNS等 正副会頭：3時間以内、携帯電話 議員：1日以内、電話 会員：2日以内、地区ごとの安否を確認

- ・発災後2時間以内に当所と当市で安否確認結果や大まかな被害状況等を下表のとおり共有することとし、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。

■安否確認結果の連絡窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
可児市産業振興課	課長	係長
可児商工会議所	事務局長	相談所長

●感染症流行時

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うと共に、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当所の感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例として、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。)
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、被災後1日以内に情報共有する。

■被害規模の目安と想定する応急対策の内容

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○市内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ○市内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れないもしくは交通網が遮断されており、確認ができない。	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務 ③復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○市内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ○市内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害がない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

※建物の被害区分

全壊：建物や機能が完全に破壊されるなど、施設の復旧に多大な時間を要する状態

半壊：建物や機能に大きな損傷はみられるが、復旧が見込める状態

損傷：損傷の程度が軽く、短時間での復旧が見込める状態

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔を目安に被害情報等を共有する。

期間	間隔
発災～1週間	1日に3回（10時、13時、16時）共有する
1週間～2週間	1日に2回（10時、15時）共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回（10時）共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

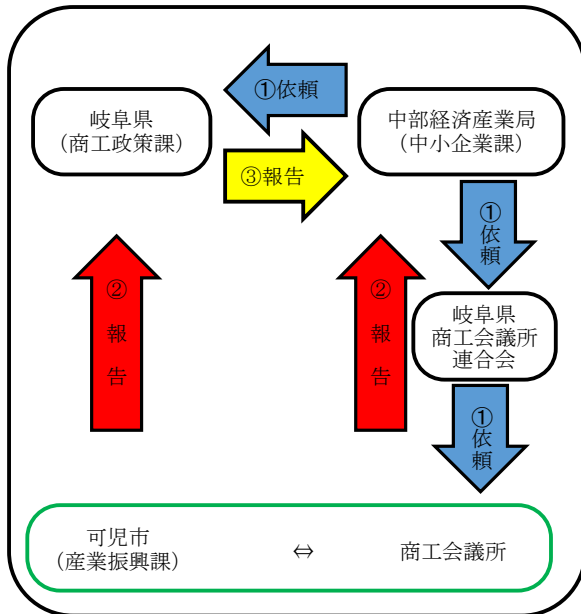
- ・当市で取りまとめた「可児市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、当所に交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

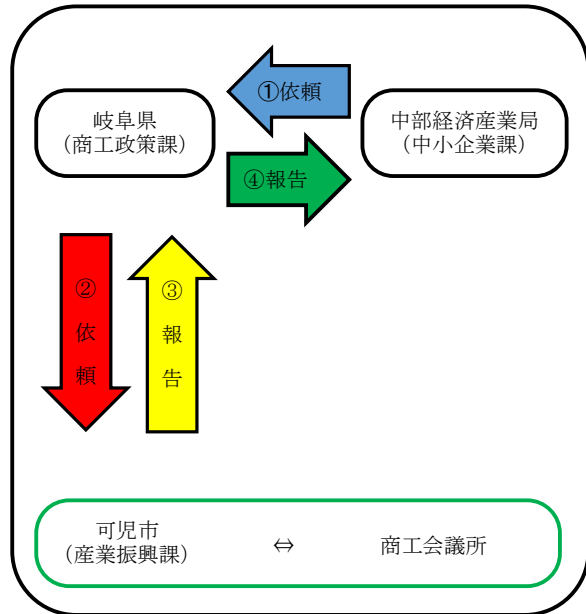
- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動について決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて、当所又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

[被害情報の報告の流れ]

【初動対応】



【被害実態の把握】



< 4. 応急対策時の市内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。(当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、市内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 市内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

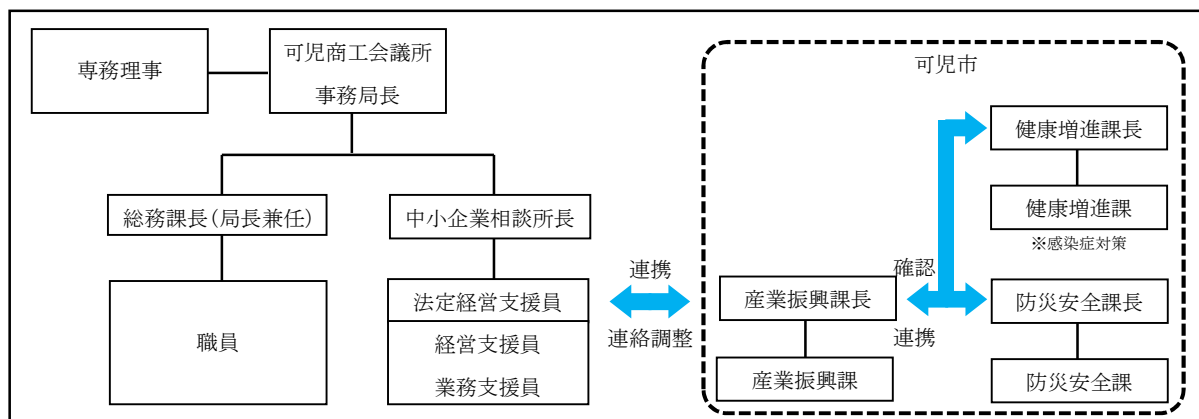
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

(1) 実施体制

(可児商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／可児市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／可児商工会議所と可児市の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営支援員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営支援員の氏名、連絡先

経営支援員 加藤 芳明 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該支援指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

可児商工会議所 中小企業相談所 指導課
〒509-0214 岐阜県可児市広見1丁目5番地
TEL: 0574-61-0011 / FAX: 0574-63-1856
E-mail: sidou@cci.kani.gifu.jp

②関係市町村

可児市 観光経済部 産業振興課
〒509-0292 岐阜県可児市広見1丁目1番地
TEL: 0574-62-1111 / FAX: 0574-63-4754
E-mail: sangyosinko@city.kani.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	420	420	420	420	420
●協議会運営費	20	20	20	20	20
●セミナー開催費	100	100	100	100	100
●パンフ、チラシ作成費	150	150	150	150	150
●広報、啓蒙費	100	100	100	100	100
●防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
岐阜県補助金、可児市補助金、事業収入、自己財源 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等